



# 備えて安心



# 園芸施設共済



## 令和8年度以降に開始する契約から

### ① 本体の補償価額が改正されます。

本体の補償価額	ハウスの種類	m <sup>2</sup> 当たり単価(円)	
		現行	改正後
	パイプハウス	2,600	3,040
	単棟強化ハウス	5,190	5,870
	AP・APハウス2号改良型	8,210	9,950
	中期展張強化ハウス2号型	13,560	16,860
	低コスト耐候性ハウス	15,810	19,350
	硬質フィルムハウス	26,830	30,740

近年の資材高騰を  
反映した価額に

**改正!**

※被覆材・カーテン装置の  
価額も合わせて改正されます。

### ② 一部の対象者は掛金を2回に分けて納入可能になります。

対象条件

- 引受時の組合員負担掛金が10万円以上(事務手数料を除く)
- 全ての加入棟の保険期間が1年間で、責任開始が全て統一されている
- 連帯保証人を立て、保証人の実印の捺印・印鑑証明書の提出が必要  
(※通常の事務手数料に加え4,500円の追加手数料が発生します)

## 加入できる付帯施設\*



自動開閉装置(モーター・雨センサー・リレーボックス)



暖房機等



制御盤



内張りビニール



散水装置(チューブ含む)



循環扇



換気扇



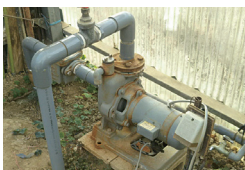
自動カーテン装置



栽培棚



木質ペレット暖房機



給水ポンプ



ヒートポンプ



炭酸ガス発生装置



養液栽培施設

※落雷・水害・風害・火災等の被害が対象となります。

※配電盤・プレーカー・燃料タンクは対象外

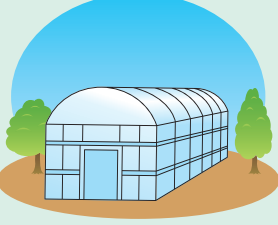
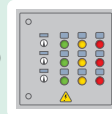






安心のネットワーク

**NOSAI**

宮崎県農業共済組合・農林水産省

## ■ 加入方法

【主契約】	【小損害不填補】	【オプション】
 <p><b>特定園芸施設</b> (ハウス本体・被覆材)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラス室</li> <li>・パイプハウス</li> <li>・APハウス</li> <li>・中期展張ハウス</li> <li>・低コスト耐候性ハウス</li> <li>・屋根型ハウス</li> <li>・雨よけハウス</li> <li>・多目的ネットハウス</li> </ul>	<p>下記いずれかを選択</p> <p><b>1万円～ (特約)</b> 再建築価額が20万円以上のハウス</p> <p><b>3万円または共済価額の5%～ (標準コース)</b></p> <p><b>10万円～</b></p> <p><b>20万円～</b></p> <p><b>50万円～</b></p> <p><b>100万円～</b></p> <p>損害額が、選択した上記の金額を超える場合に、支払対象になります。 <b>ハウスごとの選択ができます。</b></p> <p>掛金が割引されます。</p>	<p><b>① 付帯施設*</b></p>  <p>温湿度調整施設、自動制御施設、かん水施設、炭酸ガス発生施設、養液栽培施設、栽培棚、換気施設 ※すべての設備を申し込んでいただきます。</p> <p><b>② 施設内農作物</b></p>  <p>NOSAIが指定するもので育苗中を除く</p> <p><b>③ 復旧費用特約</b></p>  <p>罹災したハウス本体(被覆材を除く)及び付帯施設の再建または修理に要した費用</p> <p><b>④ 撤去費用</b></p>  <p>ハウス本体(被覆材を除く)の取り片付けや解体作業に要した費用</p> <p><b>⑤ 付保割合追加特約</b></p>  <p>付保割合8割を選択した場合のみ、資産価値の最大2割を追加補償(復旧費用特約と併用で、築年数にかかわらず、新築時の資産価値まで補償)ただし、施設内農作物を除く</p>

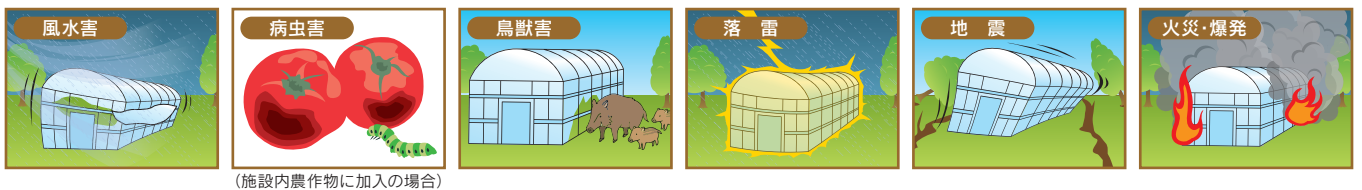
ハウスごとの選択はできません。

ハウスごとの選択ができます。

○所有または管理をしているすべてのハウスを申し込んでいただきます。ただし、補償付きまたは他保険に加入しているハウス、耐用年数の2.5倍を超えたハウスは除外することができます。

○所有または管理しているハウスの合計面積が2アール以上または組合員資格を有する者であれば加入できますが、設置面積1アール当たりの再建築価額が3万円未満のハウスは除きます。

## ■ 対象となる災害(主な共済事故)



## ■ 補償期間

被覆しない期間を含めて、共済掛金の支払日の翌日から原則1年間です。

※未被覆期間も含め責任期間は1年間になりますが、被覆しない期間の掛金率は低く設定されていますので、大きな負担増にはなりません。また、被覆しない期間も、ハウス本体はもちろん付帯施設等の加入があればその補償も可能です(施設内農作物は除く)。

※ただし、複数棟の加入があり、責任開始の時期を統一するなどの場合は、1年未満の短期加入も可能です。

### (重要) 被覆期間の変更は必ず通知してください!

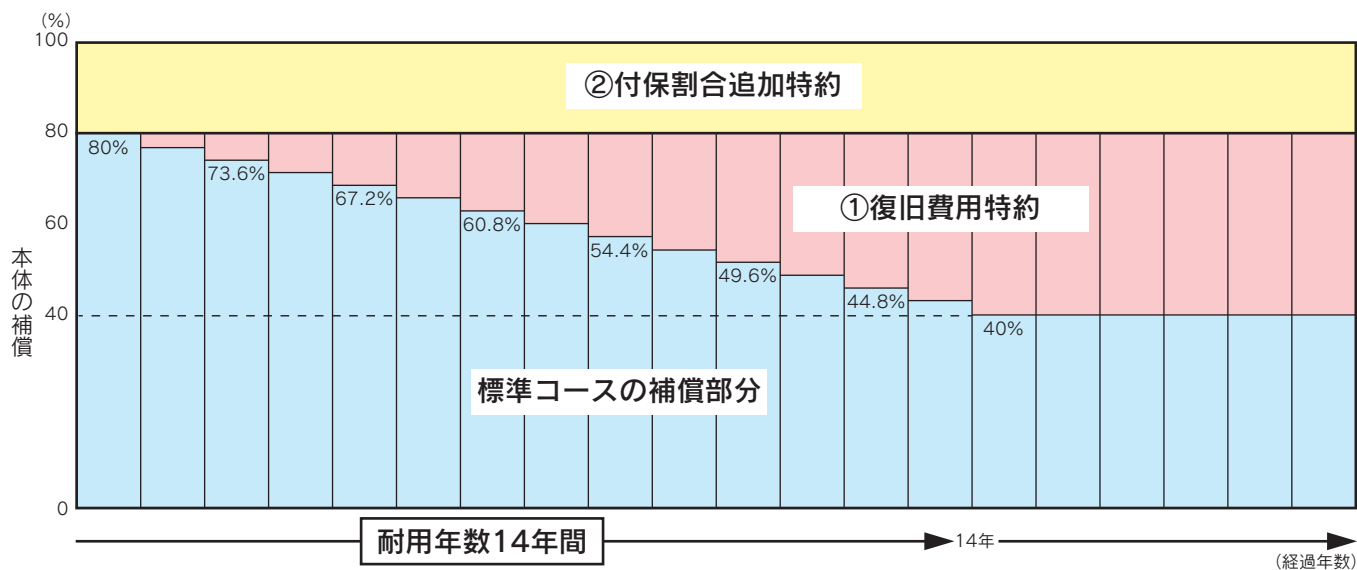
**【注意】**事故発生前に異動の通知がなかった場合は、共済金の全額または一部が支払われないことがあります。

加入申込時に被覆しないと予定していた期間に被覆する場合は、補償内容が変わり、掛金の再計算をする必要があります。そのまま放置し、事故が発生してしまった場合は、共済金が支払われないことがありますので、被覆時期を変更する場合は、速やかに最寄りのNOSAIにご連絡ください。

## ■ ハウス本体の補償と掛金の目安

◆パイプハウス以外(ガラス室、APハウス、中期展張ハウス、低コスト耐候性ハウス、屋根型ハウス、多目的ネットハウス)の場合

※付保割合8割選択時



- 国の掛金補助あり 加入ハウスの補償額の合計が1.6億円までは、その掛金の半分を国が負担します。
- 国の掛金補助なし ①復旧費用特約(被覆材は補償対象外) 復旧することを条件に、資産価値の最大8割まで補償
- 国の掛金補助なし ②付保割合追加特約 資産価値の最大2割を補償(付保割合8割を選択した場合のみ)

### 【掛金参考】

ハウスの種類	設置年数	主契約 (本体・被覆材)		復旧費用特約		撤去費用特約		付保割合追加特約 (20%)		合計	
		共済金額 (千円)	掛金等	共済金額 (千円)	掛金等	共済金額 (千円)	掛金等	共済金額 (千円)	掛金等	共済金額 (千円)	掛金等
パイプハウス	新築	3,121	38,888	0	0	232	206	838	19,547	4,191	62,441
	10年	1,905	23,737	1,216	5,703	232	206	838	13,396	4,191	46,842
AP・APハウス2号改良型	新築	8,632	34,831	0	0	704	187	2,334	17,508	11,670	56,326
	15年	4,652	18,772	3,980	5,850	704	187	2,334	10,941	11,670	39,550
中期展張強化ハウス2号型	新築	14,147	38,267	0	0	704	113	3,713	19,189	18,563	61,369
	15年	7,403	20,024	6,744	7,620	704	113	3,713	11,973	18,563	43,530
低コスト耐候性ハウス	新築	16,139	33,730	0	0	704	88	4,211	16,908	21,053	54,526
	15年	8,399	17,553	7,740	20,278	704	88	4,211	13,889	21,053	55,608

※10aあたり本体・被覆材のみの補償額と農家負担掛金等(賦課金含む)の目安です。

※加入期間は1年間、周年被覆、小損害不填補は損害額が3万円又は共済価額の5%のいずれかを超えた場合

※パイプ・APハウスの外張りは農ビ0.1mm、中期展張、低コスト耐候性ハウスはポリ0.1mmで試算

※過去の被害により毎年掛金は上下します。

## ■ 掛金分割納入の導入

### ●対象条件

- ①組合員負担掛金が10万円以上
- ②全ての加入棟の保険期間が1年間で、責任開始が統一されている場合
- ③連帯保証人を立て、保証人の実印の捺印・印鑑証明書の提出が必要  
(※通常の事務手数料に加え4,500円の追加手数料が発生します)

### ●掛金納入期限

**1回目**…責任開始日まで **2回目**…1回目の期限の日から6か月を経過する日まで

(例) 責任開始日9/2の場合は、2回目の掛金の納入期限は翌年の3/1になります。

※2回目の掛金納入期限を過ぎて未納であった場合、督促状を発送しても払込がない時は、保証人へ請求させていただきます。

### ●第2回共済掛金と支払共済金との相殺

第2回目の掛金納入が期限に到達しておらず、共済金支払いが確定した場合、共済金と掛金を相殺することが可能です。

※2回目の掛金納入期限を過ぎて掛金が未納の場合、それ以降に発生した共済事故に対し、共済金を支払うことはできません。

## ■ 共済金の支払額

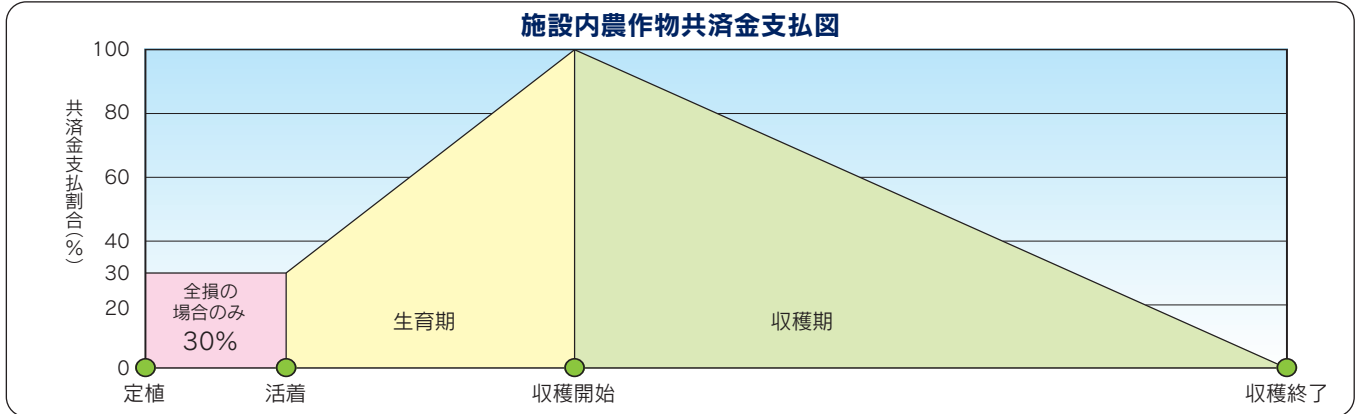
### ● 本体・附帯施設

1棟当たりの**損害額が選択した小損害不填補の額**を超える場合にお支払いします。

**共済金=損害額(補償額×損害率)×80%** ※復旧費用特約及び付保割合追加特約加入で100%

### ● 施設内農作物

被害を受けた時期によって損害割合の算出が異なります。(下図参照)



※農作物の補償金額は生産費(種苗代・肥料代・農薬代・燃料代等)の補償で、所得の補償ではありません。  
また、農作物の補償は80%が限度です(付保割合追加特約の加入はできません)。

### 同一作物で同じ病虫害が再び発生した場合の支払い

同一農家(棟が替わった場合を含む)の同一作物で、同じ病虫害が一年以内に発生した場合は、別表に掲げる園芸施設農作物病虫害支払基準表の支払割合から10%ずつ差し引いた割合が適用されます。ただし、差し引く割合は、30%を限度とし、支払割合の下限は20%となります。

支払割合	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
70%	70%	60%	50%	40%	40%
50%	50%	40%	30%	20%	20%
30%	30%	20%	20%	20%	20%

### ● 撤去費用

ハウス本体(被覆材を除く)の解体、それに伴い発生する廃材の搬出及び処分に係る費用で実費が100万円を超える場合、又はハウス本体の損害割合が50%(ガラス室は35%)を超える場合に支払対象となります。撤去費用共済金額に損害割合を乗じた金額か、実費のいずれか低い金額をお支払いします。事故発生日から1年以内の処理業者等の請求書または領収書等が必要です。

### ● 復旧費用

ハウス本体、附帯施設の再建築または修理を行わないとお支払いできません。実費確認のため事故発生日から1年以内の設置業者等の請求書または領収書等が必要です。自力復旧した場合は、材料費等の請求書等の額に加え、労務費相当額100円/m<sup>2</sup>を加算して支払います。(ただし附帯施設を除く)

## ■ 集団加入等による掛金等の割引について

出荷団体等(JAの部会等)とNOSAIが集団加入受付及び施設の補強・保守管理に取り組むことについて協定を締結することにより、掛金等の割引ができます。

◆ 集団加入による共済掛金の割引措置⇒割引率**5%**

◆ 一斉加入受付による事務費賦課金の割引措置⇒割引率**10%~20%**

◆ 補強したパイプハウスの共済掛金の割引措置⇒割引率**15%**

※割引には一定の条件がありますので、詳しくは最寄りのNOSAIまでお問合せください。

# 園芸施設農作物病虫害支払割合基準表

## ●果菜類

作物名	病虫害名	支払割合
カボチャ	疫病	30%
	褐斑細菌病	50%
	コナジラミ類	50%
	つる枯病	30%
	ネアブラムシ	30%
	ハモグリバエ類	30%
	モザイク病	50%
キュウリ	アザミウマ類	30%
	疫病	30%
	黄化えそ病	50%
	褐斑病	50%
	キュウリ退緑黄化病	50%
	黒星病	50%
	コナジラミ類	50%
	センチュウ類	30%
	チバクロバネキノコバエ	30%
	チャノホコリダニ	30%
	つる枯病	30%
	ネアブラムシ	30%
	灰色かび病	30%
	ハモグリバエ類	30%
	斑点細菌病・縁枯細菌病	50%
モザイク病	50%	
緑斑モザイク病	70%	
スイカ	アザミウマ類	30%
	黄化えそ病	50%
	センチュウ類	30%
	つる枯病	30%
	つる割病	50%
	ハダニ類	50%
	モザイク病	50%
緑斑モザイク病	70%	
メロン	アザミウマ類	30%
	えそ斑点病	70%
	黄化えそ病	50%
	がんしゅ病	70%
	菌核病	30%
	黒点根腐病・根腐萎凋病	70%
	コナジラミ類	50%
	センチュウ類	50%
	つる枯病	50%
	つる割病	50%
	軟腐病	50%
	ハダニ類	30%
	ハモグリバエ類	30%
	メロン退緑黄化病	50%
モザイク病	50%	
ピーマン・カラーピーマン	青枯病	70%
	アザミウマ類	50%
	うどんこ病	30%
	疫病	70%
	黄化えそ病	50%
	黒枯病	50%
	コナジラミ類	50%
	センチュウ類	30%
	立枯病	50%
	チャノホコリダニ	30%
	軟腐病	50%
	灰色かび病	30%
	斑点病	30%
	モザイク病	50%

作物名	病虫害名	支払割合
トマト	青枯病	70%
	アザミウマ類	30%
	萎凋病(J1、J2)	50%
	疫病	50%
	黄化えそ病	50%
	黄化葉巻病	50%
	褐色根腐病	50%
	褐色輪紋病	30%
	コナジラミ類	50%
	サビダニ	30%
	条斑病	50%
	すすかび病	30%
	センチュウ類	30%
	立枯病	50%
	軟腐病	50%
	根腐萎凋病	50%
	灰色かび病	30%
	葉かび病	50%
	ハモグリバエ類	30%
	斑点病	30%
モザイク病	50%	
ミニトマト(中玉トマトを含む)	青枯病	70%
	アザミウマ類	30%
	萎凋病	50%
	疫病	70%
	黄化えそ病	50%
	黄化葉巻病	50%
	褐色根腐病	50%
	褐色輪紋病	50%
	コナジラミ類	50%
	サビダニ	50%
	すすかび病	50%
	センチュウ類	30%
	立枯病	50%
	軟腐病	50%
根腐萎凋病	50%	
灰色かび病	50%	
葉かび病	50%	
ハモグリバエ類	50%	
斑点病	30%	
モザイク病	50%	
シシトウ	青枯病	70%
	アザミウマ類	50%
	うどんこ病	30%
	疫病	70%
	黄化えそ病	50%
	黒枯病	50%
	コナジラミ類	50%
	軟腐病	50%
	灰色かび病	50%
	斑点病	30%
モザイク病	50%	
イチゴ	萎黄病	50%
	うどんこ病	50%
	センチュウ類	50%
	炭疽病	50%
	根腐病	50%
	灰色かび病	50%
	ハダニ類	50%

作物名	病虫害名	支払割合
ナス	青枯病	70%
	アザミウマ類	30%
	黄化えそ病	50%
	コナジラミ類	50%
	灰色かび病	50%
オクラ	アザミウマ類	30%
	菌核病	30%
	センチュウ類	30%
	灰色かび病	50%
ズッキーニ	葉すす病	30%
	疫病	70%
	褐斑細菌病	50%
インゲン	アザミウマ類	30%
	かさかれ病	30%
	菌核病	30%
	根腐病	50%
	灰色かび病	50%
ニガウリ	アザミウマ類	30%
	うどんこ病	30%
	黄化えそ病	50%
	センチュウ類	30%
	つる枯病	30%
	つる割病	50%
	斑点病	30%
モザイク病	30%	
ウシゴ	根茎腐敗病	50%
	腐敗病	50%
キヌサヤエンドウ	うどんこ病	50%
	褐紋病・褐斑病	50%
	立枯病	50%
	灰色かび病	50%
	ハダニ類	50%
	モザイク病	50%
マンゴー	かいよう病	30%
	炭疽病	50%
	軸腐病	50%
	灰色かび病	30%
	チャノキイロアザミウマ	50%
コナカイガラムシ類	30%	
カメムシ類	30%	

## ●葉菜類

作物名	病虫害名	支払割合
リー	アザミウマ類	50%
	株腐細菌病	50%
	乾腐病	30%
	白絹病	30%
	ネダニ	30%
	葉腐病	30%
	白斑葉枯病	50%

# 園芸施設農作物病虫害支払割合基準表

## ●花き類

作物名	病虫害名	支払割合
カーネーション	アザミウマ類	50%
	萎凋細菌病	70%
	萎凋病	70%
	ウイルス病	50%
	さび病	30%
	ダニ類	50%
	灰色かび病	70%
	アザミウマ類	50%
バラ	うどんこ病	50%
	黒星病	50%
	灰色かび病	70%
	ハダニ類	50%
	べと病	50%
カスミソウ	萎凋細菌病	70%
	うどんこ病	50%
	疫病	70%
	灰色かび病	70%
ハモグリバエ類	ハモグリバエ類	50%
	ハモグリバエ類	50%
スイートピー	株枯病	70%
	腰折病	70%
	灰色かび病	70%
モザイク病	モザイク病	50%
	モザイク病	50%
	モザイク病	50%
ユリ	ウイルス病	50%
	疫病	50%
	軟腐病	50%
	葉枯病	30%
スターチス	萎凋細菌病	70%
	ウイルス病	50%
	菌核病	30%
	灰色かび病	70%
トルコギキョウ	アザミウマ類	50%
	立枯病・茎腐病・根腐病	50%
	炭疽病	30%
	灰色かび病	70%
	モザイク病	50%
アルストロメリア	黄化えそ病	50%
	ウイルス病	50%
	根茎腐敗病	50%
	疫病	70%
	灰色かび病	50%
白絹病	白絹病	50%
	軟腐病	30%
	疫病	70%
オンムシ	白絹病	30%
	オンシツコナジラミ	50%
	マメハモグリバエ	70%
ガーベラ	ミカンキイロアザミウマ	50%
	斑点病	50%
	うどんこ病	50%
クジャクファスター	白絹病	30%
	菌核病	50%
	ウリハムシ類	50%
	アワダチソウグンバイ	50%
	モザイク病	50%
ストック	苗立枯病・萎凋病	30%
	菌核病・灰色かび病	50%
	コナガ	50%
	アブラムシ類	30%
	ハイマダラノメイガ	50%

作物名	病虫害名	支払割合
チューリップ	モザイク病	50%
	微斑モザイク病	50%
	灰色かび病	50%
	条斑病	50%
	褐色斑点病	50%
	えそ病	50%
	疫病	70%
	ピンウム葉枯病	30%
	茎枯病	30%
	炭疽病	70%
	白絹病	30%
	かいよう病	50%
	菌核病	50%
	根腐病	30%
	葉腐病	50%
	軟腐病	50%
	ワタアブラムシ	30%
	チューリップヒゲナガアブラムシ	30%
	ネダニ類	50%
チューリップサビダニ	50%	
デルフィニウム	軟腐病	50%
	青枯病	70%
	立枯病	30%
	灰色かび病	50%
	ハダニ類	50%
	アブラムシ類	30%
	ヨトウムシ	30%
	ナメクジ	50%
	アザミウマ類	50%
	首腐病	50%
フリージア	菌核病	50%
	灰色かび病	50%
	えそ斑病	50%
	モザイク病	50%
	チューリップヒゲナガアブラムシ	30%
カーネーション(栄養系)	萎凋細菌病	50%
	萎凋病	50%
	疫病	70%
	茎腐病	50%
	斑点病	50%
	黒点病	50%
	立枯細菌病	50%
	芽腐病	50%
	ウイルス病	50%
	うどんこ病	50%
	立枯病	30%
	さび病	30%
	斑点細菌病	50%
	黒さび病	50%
	アザミウマ類	50%
	オオタバコガ	50%
	ワタアブラムシ	30%
	ハスモンヨトウ	30%
	シロイチモジヨトウ	50%
アングロハモグリバエ	30%	
ハコベハナバエ	50%	
モザイク病	50%	
根腐病	50%	
ダニ類	50%	
灰色かび病	50%	

作物名	病虫害名	支払割合
キク	アザミウマ類	50%
	えそ病	70%
	黒斑病・褐斑病	30%
	白絹病	50%
	白さび病	50%
	ハダニ類	30%
	花枯病・花腐病	30%
	ハモグリバエ類	50%
	半身萎凋病	70%
	べと病	50%
わい化病	70%	
◆シンビジウム	ウイルス病	50%
	褐色腐敗病・軟腐病	50%
	葉枯病	50%
	腐敗病	50%
	灰色かび病	50%
	ハダニ類	50%
	ウスカワマイマイ・ナメクジ類	50%
	カイガラムシ類	50%
	ハダニ類	50%
	ウスカワマイマイ・ナメクジ類	50%
◆デンドロビウム(ノビル系)	灰色かび病	50%
	えそ斑紋病	50%
	褐斑病	50%
	葉枯病	50%
	斑点病	50%
	炭疽病	50%
	モザイク病	50%
	褐色腐敗病	50%
	軟腐病	50%
	腐敗病	50%
ハダニ類	50%	
◆ファレノプシス	灰色かび病	50%
	ウイルス病	50%
	褐色細菌病・軟腐病	50%
	炭疽病	50%
	腐敗病	50%
ウスカワマイマイ・ナメクジ類	50%	
◆プリムラ	斑葉細菌病・軟腐病	50%
	立枯性病害	30%
	アブラムシ類	30%
	ヨトウムシ	30%
	ハダニ類	50%
メイガ類	50%	
ネキリムシ類	50%	
灰色かび病	50%	
◆ポインセチア	疫病	70%
	灰色かび病	50%
	斑点病	50%
	苞枯病	50%
	炭疽病	50%
根腐病	50%	
ルイスアゲハダニ	50%	

※◆は、「鉢物」です。

## 園芸施設共済のご加入にあたって《重要事項説明書》

この「説明書」は、園芸施設共済事業の引受けに伴う重要事項のうち、加入される皆様に、あらかじめご承知いただきたい引受上の特に重要な事項を記載したものです。加入の際はこの説明書をご確認ください。

### 共通事項

1. ご加入は、別途定めている加入申込書に、加入者が必要事項を記入、押印または署名して申込み、組合がその申込みを受諾したときに成立します。なお、加入申込書には、事実を正確にご記入ください。記入内容が事実と異なるときには、引受の解除や共済金をお支払いできなくなる場合があります。
2. 農業共済制度が、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、組合の財務状況によっては、共済金のお支払いする金額が削減される場合があります。

### 事業の説明事項

#### 1. 共済責任期間

共済責任期間は、未被覆期間も含めて加入者から共済掛金等の払込みを受けた日の翌日から1年間です。また、特定園芸施設の設置期間が周年でない場合、又は責任期間の始期を統一する場合は、1年未満の短期加入もできます。なお、施設園芸用を使用する期間が1か月以上であれば加入できますが、連作障害防止などのために通常の管理として被覆しないこととしている場合を除いて、ハウスでの栽培計画がなく周年未被覆となっているハウスは加入できません。

#### 2. 共済金額

共済金額は、加入される方の加入申込みを受けて、組合が引受評価を行います。ハウス本体及び付帯施設の共済価額については、再建築価額(再取得価額)を定め、経過した年数に応じて時価現有率(減価償却部分を差し引いたもの)を乗じて算定します。施設内農作物の共済価額については、ハウスの再建築価額を基準に農作物の区分(葉菜類・果菜類・花き類)ごとに算定します。ハウスの撤去費用については、ハウスの形態により算定します。復旧費用については、経過年数により算定します。なお、共済責任期間中の増改築等により価額が増減が生じた場合は、加入者からの申し出により加入内容を変更することができます。

※共済金額は、共済価額の40%~80%の範囲内で棟ごとに選択できます。また80%を選択した場合、付保割合追加特約によりさらに10%または20%追加選択できます。

#### 3. 共済事故

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている共済事故は、風水害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因による災害、火災、破裂及び爆発、航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害、鳥獣害です。ただし、「病虫害事故除外方式」を選択された場合には、病虫害は補償の対象外になります。

#### 4. 損害通知及び損害評価

共済事故が発生した時は速やかに組合にご連絡ください。加入者から損害通知があったときは、組合の職員が現地において損害評価を行います。なお、施設内農作物の病虫害による損害については、別途定める「支払割合」が適用されます。

#### 5. 共済金の支払い

加入時に小損害不填補(共済金支払下限)の金額を3万円(または共済価額の5%)で選択されている場合は、ハウス1棟ごとに、共済事故による損害の額が3万円又は共済価額の5%のいずれかを超える場合に共済金をお支払いします。1万円、10万円、20万円、50万円または100万円を選択されている場合は、選択したそれぞれの金額を共済事故による損害の額が超える場合に共済金をお支払いします。

撤去費用については、撤去に要した費用が100万円を超えるとき又はハウスの損害割合が50%(ガラス室は35%)を超えるときのいずれかに該当する場合です。また、復旧費用については、ハウス本体(被覆材を除く)及び付帯施設を復旧した場合です。なお、撤去費用及び復旧費用の支払いには業者等の領収書等が必要となり、共済事故が発生した日から1年以内に組合に提出する必要があります。

自力復旧した場合など復旧作業を業者に依頼せずに復旧した場合は、材料費等の請求書等の額に加え、労務費相当額100円/㎡(復旧面積×100円/㎡)を加算して支払います。ただし、近隣農業者等と一緒に復旧作業を行った場合等、他者に労務費を支払っている場合は、実際に支払った労務費(請求書等)と労務費相当額(100円/㎡)のいずれか大きい額を加算します。

掛金の分割納入を選択した場合は、第2回目の組合員等負担共済掛金と相殺することも可能です。

#### 6. 支払責任のない損害

共済事故によって生じた損害であっても、次の場合には共済金をお支払いできません。

- (1) 変乱によって生じた損害
- (2) 自然消耗、故障が原因による損害
- (3) 加入者の故意・重大な過失・法令違反による損害
- (4) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意による損害
- (5) 加入者の植物防疫法の規定違反による損害
- (6) 生理障害及び薬害(施設内農作物に加入している場合)
- (7) 共済掛金分割納入を選択した組合員で、第2回目の組合員等負担共済掛金が納入期限を過ぎても支払われていない場合

#### 7. ご加入後の異動通知

責任期間中に次の事項が発生した場合は、組合へ連絡してください。

- (1) 被覆期間を変更すること
- (2) ハウスを譲り渡すこと
- (3) ハウスを移転、解体、増築、改築、構造または材質の変更をすること
- (4) 共済事故以外の原因によって損害が生じたこと
- (5) 他の共済契約または保険契約を締結すること
- (6) 施設内農作物の種類または栽培期間を変更すること
- (7) 施設内農作物の発芽(は種されたものが80%以上発芽した状態)または移植の時期を変更すること
- (8) 事故発生の危険が著しく増加したとき

#### 8. 個人情報の取扱いについて

ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他の知り得た情報については、宮崎県農業共済組合・農林水産省が引受けの判断、損害評価の認定、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実に使用します。また、この契約に関する個人情報は、組合が実施する他の共済のご案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。さらに、法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合及び個人情報の利用目的のために業務を委託する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。



# 園芸施設共済と収入保険のセットでの加入をお勧めします!

※青色申告していない農業者の方は、園芸施設共済の農作物加入をお勧めします。



## 園芸施設共済 (ハウス本体・附帯施設)

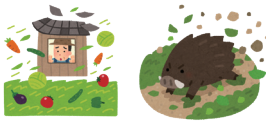
- 自然災害等でハウスや附帯施設が損壊した場合に補償します。
- ハウスを所有又は管理する農業者が対象です。



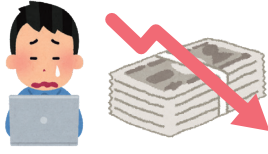
## 収入保険 (施設内農作物)

- 収入保険の保険期間内に起こった自然災害や価格低下などで、農産物の販売収入が減少した場合に補償します。
- 青色申告をしている農業者が対象です。

自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった



市場価格が下がった



災害で作付不能になった



けがや病気で収穫ができない



倉庫が浸水して売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の事故にあった



輸出したが為替変動で大損した



## ■ 損害通知

**被害が発生したら最寄りのNOSAIへ連絡してください。**

- **自然災害**(台風、突風等)による被害は**速やかに!**
- **病虫害**による被害は**1割程度**の被害となった時

NOSAIが損害評価を行う前にビニール、パイプなどを補修する場合は、取り替えた物をハウスの近くに置いてください。

**注意** 連絡がなかったり、遅れると共済金が支払われない場合があります。

## NOSAI 宮崎

本 所	☎ 0985-27-4288	都城センター (都城市・三股町)	☎ 0986-22-1042
中部センター (宮崎市・国富町・綾町)	☎ 0985-75-2074	西諸センター (小林市・高原町・えびの市)	☎ 0984-48-7776
南那珂センター (日南市・串間市)	☎ 0987-21-9171	北部センター (延岡市・日向市・門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村)	☎ 0982-41-0201
児湯センター (西都市・高鍋町・新富町・木城町・川南町・都農町・西米良村)	☎ 0983-21-6166	西臼杵支所 (高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町)	☎ 0982-72-4105